

佐倉市次世代育成支援行動計画
の策定に係る意見公募について

平成 2 2 年 1 月

佐倉市

計画策定の背景

我が国では、昭和 40 年代後半の第 2 次ベビーブーム以降、ほぼ一貫して少子化の進行が続いています。平成 2 年には、合計特殊出生率 が、ひのえうまの年である昭和 41 年を下回る、いわゆる「1.57 ショック」が起こり、少子化が一般的に認識されるようになりました。

国では、少子化の流れを変えるため、「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」(平成 11 年)を策定し、平成 14 年には少子化の加速に対する対策として「少子化対策プラスワン」を公表し、従来の“子育てと仕事の両立支援”を中心とする施策に加えて、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」など「子育ての社会化」の必要性を提起しました。

平成 15 年 7 月には「次世代育成支援対策推進法」が成立し、国・地方公共団体と従業員 300 人を超える企業に、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務付けられ、また、平成 16 年 12 月には「子ども・子育て応援プラン」が策定されたことにより、若者の自立や働き方の見直しなどを含めた幅広い分野での具体的目標値の設定が行われました。

さらに、平成 19 年 12 月には就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解決に向け、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がとりまとめられました。ここでは「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として同時並行的に取り組むことが必要不可欠とする新たな対策の方向性が示されています。

このような中、本市においては平成 16 年 3 月、「佐倉市次世代育成支援行動計画」(前期計画)を策定し、子育てに関わる福祉・保健・教育・労働・住宅・道路など、関係各部門が協力して社会全体で子育てを支援するまちづくりを進めてきました。

本計画は、「佐倉市次世代育成支援行動計画」の後期計画として、前期計画で定められた基本理念や事業目標等を基に、事業進捗状況とその成果を整理・検討するとともに、今後求められる課題に対する取組を体系化し、次代を担う世代を健やかに育てるための本市の行動指針として策定するものです。

計画の位置づけと対象

本市では、「歴史 自然 文化のまち」を将来都市像とし、平成 13 年度(2001 年度)から平成 22 年度(2010 年度)を計画期間とする「第 3 次佐倉市総合計画」を策定しています。本計画は、この総合計画を実現する具体的な方策のひとつとして位置付けられるものです。

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」の第 8 条第 1 項に基づき、本市が今後取り組むべき次世代育成支援についての方向性を定めたものです。

本計画の推進に当たっては、「佐倉市障害者計画」や佐倉市母子保健計画を含む佐倉市健康増進計画「健康さくら 21」など各種関連計画との整合を図りつつ進めていくものとします。

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人、及び団体が対象となります。なお、本計画における「子ども」とは概ね 18 歳未満とします。

計画の期間

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
佐倉市 次世代育成支援行動計画	前期計画		見直し	本計画(後期計画)			
佐倉市総合計画	第3次計画(後期基本計画)			第4次計画			
佐倉市地域福祉計画	第2次計画			第2次計画			
佐倉市福祉のまちづくり計画							
佐倉市健康増進計画「健康さくら21」							
佐倉市障害者計画	第3次改訂版			第4次改訂版			
佐倉市障害福祉計画	第2期計画		第3期計画		第3期計画		
佐倉市高齢者福祉・介護計画	第4期計画		第5期計画		第5期計画		

本計画の計画期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

社会・経済情勢の変化や本市の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

計画の基本理念と基本方針

基本理念

手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子

「手をつなぎ」は、親子のきずなを基本とすることを、「みんなで育てよう」は、家庭の子育てに対し、地域、行政、学校、企業など社会全体が互いに協力しあって支援していくことを、「佐倉っ子」は、次代の社会の担い手である子どもたちを表現しています。

基本方針

子どもが楽しくなるまち
 ~豊かな子ども時代をおくれるまちづくり~
 子育てが楽しいまち
 ~子育てしやすいまちづくり~
 子どもと子育てにやさしいまち
 ~子育てを地域全体が支えるまちづくり~

基本理念の「手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子」を踏まえ、子ども、保護者、市民・地域の観点から、上の 3 つの基本方針に基づき次世代育成支援施策を進めるものとします。

計画の体系

基本理念

手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子

基本方針

子どもが楽しくなるまち

～豊かな子ども時代を
おくれるまちづくり～

子育てが楽しいまち

～子育てしやすい
まちづくり～

子どもと子育てに
やさしいまち

～子育てを地域全体が
支えるまちづくり～

課 題	課題に対する施策
1 地域における子育ての支援	施策 - 1 保育サービスの拡充 施策 - 2 放課後児童健全育成事業（学童保育）の拡充 施策 - 3 地域の子育て協力体制づくり 施策 - 4 子育て情報の提供と相談・交流の場づくり 施策 - 5 幼稚園就園奨励費補助金、児童手当、医療費等の助成
2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	施策 - 1 妊婦に対する相談・支援の充実 施策 - 2 母子保健相談・健診・指導の充実 施策 - 3 安心できる医療の整備・充実 施策 - 4 食育の充実 施策 - 5 子どもの健康・体力づくり 施策 - 6 思春期保健対策の充実
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	施策 - 1 多様な体験活動と地域活動の充実 施策 - 2 世代間交流の推進 施策 - 3 ゆとりある教育の推進 施策 - 4 中高生が子育ての意義や大切さを理解する機会の拡充 施策 - 5 家庭教育力の向上
4 子育てを支援する生活環境の整備	施策 - 1 子どもと外出しやすい環境の整備 施策 - 2 子どもが安心して遊べる環境の整備 施策 - 3 ゆとりある住環境の整備
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	施策 - 1 家庭や職場等での男女平等参画意識の醸成 施策 - 2 仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実
6 子ども等の安全の確保	施策 - 1 犯罪防止策の推進 施策 - 2 いじめ対策の充実 施策 - 3 交通安全教育の推進
7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	施策 - 1 児童虐待の防止 施策 - 2 ひとり親家庭への支援 施策 - 3 障害児への支援の充実

課題 1 地域における子育ての支援

施策 - 1 保育サービスの拡充	
【施策の方向】	【主要事業】
待機児童ゼロの推進等、保育サービスの量的な充足を目指すとともに利用者の立場に立った保育サービスを進めていきます。また、人材の確保と資質の向上に努めます。	保育園の受入れ体制の拡大 利用者の立場に立った保育サービスの多様化・拡充 保育士、看護師等の確保と資質の向上 給食内容の充実 障害児保育の充実 家庭保育制度の充実 認可外保育施設への支援 認定こども園の整備
施策 2 放課後児童健全育成事業（学童保育）の拡充	
【施策の方向】	【主要事業】
サービス内容等について、より市民ニーズを踏まえ見直しを進めるとともに、整備がなされていない小学校区についても対策を検討します。また、人材の確保と資質の向上に努めます。	学童保育の充実 学童保育所（児童クラブ）の整備
施策 3 地域の子育て協力体制づくり	
【施策の方向】	【主要事業】
様々な機会・手段等を通して子育てに関する意識啓発を図っていきます。また、市民、NPO、ボランティア等が協力を進め、子育て支援を行う体制づくりを進めていくとともに、市民の自発的な活動の支援・育成を図っていきます。	社会全体で子育てをしていく意識の啓発 NPO、ボランティア等の育成・支援 ファミリーサポートセンター事業の実施
施策 4 子育て情報の提供と相談・交流の場づくり	
【施策の方向】	【主要事業】
保護者からの相談や学習の場、親子の交流の場づくり等を積極的に進めるとともに、子育て支援サービスに関する情報等が、必要としている保護者等に的確に届くよう、様々なメディアを活用して情報提供を行っていきます。また、地域における子育て拠点となる児童センター、老幼の館等を整備・充実していくとともに、新たな建設・増築等に際しては、幼児や障害者が利用しやすいよう整備していきます。	相談体制の充実 子育て総合情報冊子の作成 ホームページの活用 地域子育て支援拠点事業の実施 育児サークルへの支援 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携の強化 地域における子育て支援の拠点としての児童センター・老幼の館の機能拡充
施策 - 5 幼稚園就園奨励費補助金、児童手当、医療費等の助成	
【施策の方向】	【主要事業】
幼稚園就園奨励費補助金の支給、児童手当の支給、乳幼児医療費の助成などにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	幼稚園就園奨励事業等の実施 児童手当、医療費等の助成

課題2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

施策 - 1 妊婦に対する相談・支援の充実	
【施策の方向】	【主要事業】
妊婦及び父親が安心して、そして安全に出産を迎えられるように相談・指導体制等を充実させます。妊婦や父親に対しては、母子健康手帳の交付やマタニティクラスなど親になる自覚と学習の場を提供します。	妊婦訪問の実施 マタニティクラスの充実 母子健康手帳の交付
施策 - 2 母子保健相談・健診・指導の充実	
【施策の方向】	【主要事業】
母子保健の充実のため、母子保健相談・健診・指導等を実施します。また、育児不安や育児困難感を抱えていたり、孤立している保護者に対する相談等の支援に努めていきます。	乳幼児健康診査の充実 乳幼児相談・指導の充実 訪問指導の充実 母子保健に関する情報提供 予防接種事業の周知
施策 - 3 安心できる医療の整備・充実	
【施策の方向】	【主要事業】
子どもを持つ親からの要望も高い、小児初期急病診療所や第2次救急医療体制の充実及び周知を図ります。	小児初期急病診療所、第2次救急医療体制の充実及び周知 医療情報提供の充実
施策 - 4 食育の充実	
【施策の方向】	【主要事業】
保育園や学校、幼稚園において食に関する教育を充実させていきます。	食育の推進 食に関する地区講習会の推進 地産地消の推進
施策 - 5 子どもの健康・体力づくり	
【施策の方向】	【主要事業】
情報の提供、意識啓発、具体的な支援策の実施により、子どもの健康・体力づくりを推進していきます。	子どもの健康・体力づくりに関する情報の提供 学校開放等の実施
施策 - 6 思春期保健対策の充実	
【施策の方向】	【主要事業】
次代の親づくりという視点から思春期保健対策を充実させていきます。特に喫煙、飲酒、薬物等により、健康等を大きく損なうことがないように支援していきます。また、生命や性に関する教育を様々な世代を対象に実施することにより、子育ての喜びと責任を感じることのできる環境を整えます。また、母子保健事業の中で親子の結びつき、生命の大切さ等思春期保健を視野に入れた指導を行います。	次代の親づくり 喫煙、飲酒、薬物等に関する意識啓発 学校における性の教育・相談体制の充実

課題3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策 - 1 多様な体験活動と地域活動の充実	
【施策の方向】	【主要事業】
<p>子どもたちが、自然、歴史、文化、芸術、スポーツ、ボランティアなどの体験を通して、自らの興味や可能性を発見したり、人生の楽しみを知ったりすることができるよう、地域の人的及び物的資源を最大限に活用しつつ、誰でも参加しやすい多様な活動の機会や場を整備していきます。</p>	<p>芸術・文化体験の機会の拡大 スポーツ、自然体験等の活動の活発化 文化財を活用した歴史体験事業の充実 児童センター、公民館、図書館等での活動の活発化 児童交流事業の活発化 子ども会活動の活発化 子どもの社会参加の促進</p>
施策 - 2 世代間交流の推進	
【施策の方向】	【主要事業】
<p>多様な体験活動と地域活動といった様々な機会を活用して異なる世代間交流を促進します。</p>	<p>高齢者と子どもとのふれあいの機会の創出 中学生等と子どもとのふれあいの機会の創出</p>
施策 - 3 ゆとりある教育の推進	
【施策の方向】	【主要事業】
<p>幼稚園・保育園と小学校との連携を強化しながら今後のニーズに合わせた就学前教育の充実を図ります。</p> <p>また学校では、本市の特色を生かした教育内容の充実と施設・設備の整備を図るとともに、不登校やいじめに適切に対応できる相談・指導体制の充実を進めます。</p>	<p>就学前教育の充実 幼稚園・保育園と小学校の連携 障害児教育の充実 外部人材の活用 相談・指導体制の充実 施設・設備の整備</p>
施策 - 4 中高生が子育ての意義や大切さを理解する機会の拡充	
【施策の方向】	【主要事業】
<p>次代の親となる中高生が、子育ての楽しさや大切さを理解する機会を持てるよう、中高生と保育園児、幼稚園児、小学生等の交流の機会等を拡充します。</p>	<p>中学生等と子どもとのふれあいの機会の創出 次代の親づくり</p>
施策 - 5 家庭教育力の向上	
【施策の方向】	【主要事業】
<p>教育の出発点である家庭の教育力が重要であることから、家庭教育力の向上を図るための支援を進めます。</p>	<p>家庭の教育力の向上</p>

課題4 子育てを支援する生活環境の整備

施策 - 1 子どもと外出しやすい環境の整備	
【施策の方向】	【主要事業】
子どもや妊産婦、親子連れが、交通の安全性に不安を感じたり、段差等に負担を感じることなく外出できるように、ユニバーサルデザインに配慮し歩道の設置・拡幅、道路・階段等の整備を進めます。また、公共施設等における設備の改善、体制の整備等を図っていきます。	道路の安全性と快適性の向上 利用しやすい公共施設等の整備
施策 - 2 子どもが安心して遊べる環境の整備	
【施策の方向】	【主要事業】
身近な公園、広場、緑地、学童農園等の外遊び環境の整備を進めます。	公園・広場・緑地・学童農園の整備等 公園・緑地の維持管理体制の充実 学校施設を使った遊び場の拡充 遊びの指導者の発掘・育成 自然環境の保全 子育て総合情報冊子の作成
施策 - 3 ゆとりある住環境の整備	
【施策の方向】	【主要事業】
子どもの成長に応じた住まいが選択できるよう市営住宅の供給を図るとともに、安全な住環境の形成を図ります。	市営住宅の整備

課題5 職業生活と家庭生活との両立の推進

施策 - 1 家庭や職場等での男女平等参画意識の醸成	
【施策の方向】	【主要事業】
固定的な性別による役割分担意識にとらわれずに、家庭、地域、職場等の様々な場において、子育ては男女が協力し合って行うものである、子育ては男性にとっても大きな喜びとなる等の意識の醸成を図ります。	家庭、地域、職場等での男女平等参画意識の醸成 マタニティクラスにおける父親の意識啓発
施策 - 2 仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実	
【施策の方向】	【主要事業】
関係機関、民間企業等に子育て支援体制充実の必要性の理解と協力を求め、産休、育児休業、労働時間の短縮など、就労と子育てが両立できる就業環境を目指し啓発を進めます。また、出産や子育てのために退職した女性が再就職するための支援を行います。	仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実 再就職の支援

課題6 子ども等の安全の確保

施策 - 1 犯罪防止策の推進	
【施策の方向】	【主要事業】
地域における防犯体制の充実等の犯罪防止策を推進します。	地域での見守り体制の構築 犯罪への対処方法の教育
施策 - 2 いじめ対策の充実	
【施策の方向】	【主要事業】
いじめにより子どもが精神的、肉体的な傷を負うことがないように、いじめの発生予防から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の構築を図ります。	関係者の連携の強化 学校教育相談員等による相談の実施
施策 - 3 交通安全教育の推進	
【施策の方向】	【主要事業】
保育園や学校、幼稚園において交通安全教育を実施するとともに、様々な機会を通じて市民に向けた情報提供や啓発を行います。	交通安全教育の実施 親に対する啓発・情報提供

課題 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

施策 - 1 児童虐待の防止	
【施策の方向】	【主要事業】
児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の構築を図ります。また、虐待ハイリスク妊産婦を含む子育て家庭への養育支援訪問事業を実施し虐待予防に努めます。	児童虐待防止対策の充実 市民への啓発 民生委員・児童委員等への研修の充実 家庭児童相談室の体制強化
施策 - 2 ひとり親家庭への支援	
【施策の方向】	【主要事業】
ひとり親家庭の生活の安定と自立に必要な情報提供や就労に対する相談等を進め、ひとり親家庭の自立に向けた支援へと政策を進めていきます。	ひとり親家庭自立支援員の設置 ひとり親家庭等日常生活支援事業 自立支援教育訓練給付金事業 ひとり親家庭等医療費等助成事業 児童扶養手当支給事業 民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の活性化 交流の場の拡充 入学就職祝金の支給
施策 - 3 障害児への支援の充実	
【施策の方向】	【主要事業】
障害を持つ子どもの早期発見と相談・指導・訓練体制の充実を図るとともに、ホームヘルパーなどによる生活の支援や社会参加の促進を図ります。	相談・指導・支援の充実 生活支援の充実 関係機関の連携強化 心身障害者等についての意識の啓発 社会参加の促進

目標事業量の設定

本計画では、子育て支援に対する需要等を踏まえ、平成 26 年度末までの主要な子育て支援事業の目標事業量（数値目標）を以下のように定め、推進します。

事業名	事業内容	
	平成 21 年 3 月 31 日現在実績	目標事業量（平成 22 年度～26 年度）
通常保育事業 （認可保育園定数）	保護者が労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認めるときに、保護者に代わり保育所での保育を実施する事業	
	1,402 人	1,800 人
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間（8:00～18:00）を超えて保育を行う事業	
	20 時まで （5 園）	延長保育の充実（20 時まで 6 園）
休日保育事業	保護者が仕事などのため、日曜日や祝日に家庭で子どもの保育ができないときに保育園で預かる事業	
	0 人	60 人（2 か所） （年末保育含む）
病児・病後児保育（乳幼児健康支援一時預かり事業）	病気などで乳幼児を保育所、病院等において一時的に預かる事業	
	0 人	3 人（1 か所）
放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業の終了後に児童館等において適切な遊びと生活の場を与える事業	
	1,245 人 （27 か所）	・学童保育所未整備小学校区（1 学区）の解消 ・過密学童保育所の解消 ・全施設 6 年生までの受入れ
地域子育て支援拠点事業	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業	
	13 箇所 （うち、ひろば型 3 箇所、センター型 10 箇所）	17 か所で実施 （うち、ひろば型 7 箇所、センター型 10 箇所）
一時預かり事業	専業主婦等が育児疲れの場合や急病の場合などに保育所において一時的な保育を行う事業	
	60 人 （5 か所）	90 人（8 か所）
ファミリーサポートセンター事業	育児を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所までの送迎、保育所閉所後の一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う事業	
	未実施	1 か所で実施

佐倉市次世代育成支援行動計画の策定に係る意見公募について

佐倉市次世代育成支援行動計画（素案）について、市民の皆さまからのご意見を募集いたします。

いただいたご意見は、計画の策定において参考とさせていただきます。

この手続きは、案件に対する具体的なご意見を募集するものであり、賛否を問うものではありません。

意見を提出された方の住所、氏名等は公表いたしません。

お寄せ頂いたご意見は、それに対する市の考え方とともに整理した上で公表いたします。なお、個々のご意見に対して直接回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。

ご意見の提出ができる方

市内に在住、在勤、在学している方

上記の方が主体となって構成している団体（市民団体）

市内に事務所または事業所を有する法人

ご意見の提出方法について

- | | |
|--------|---|
| 意見書の様式 | ・様式は問いませんが、「佐倉市次世代育成支援行動計画（後期計画）素案に関する意見書」をご利用いただくと便利です。 |
| 記載事項 | ・案件名
・住所および氏名（個人の場合）
所在地、団体名および代表者氏名（法人または団体の場合）
・意見 |
| 締め切り | ・ <u>平成22年2月8日（月）</u> |
| 提出方法 | ・郵送（2月8日の消印有効）、ファックス、電子メールにより、下記の提出先までお送りいただくか、直接、子育て支援課窓口（土、日、祝日を除く）にご持参下さい。 |

ご意見の提出先 / お問い合わせ先

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地 佐倉市役所 2号館1階

佐倉市 健康こども部 子育て支援課

電話 043(484)6139 (直通)

ファックス 043(486)2118

電子メール kosodate@city.sakura.lg.jp